

大胆な設備投資に向けた税制を創設

国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、高付加価値化のための大胆な設備投資を促進する税制を創設します。

POINT！

1 企業規模や業種※問わず幅広い事業者が対象

※風俗営業等の用に供する場合など一部業種は対象外

2 即時償却又は税額控除（最大7%）を措置

3 令和10年度末までに確認を受けた対象設備について、確認の日から5年以内に取得・事業供用する設備が対象

対象設備

下記要件を満たす設備投資計画のうち、経済産業大臣の確認を受けたもの

※以下の要件は、あくまでも例示のため、詳細は経済産業省HP等での公表情報をご覧ください。

対象設備	- 生産等設備を構成する機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア なお、以下は対象外となります。 - 中古資産、貸付用資産、研究開発用資産、建物のみの投資計画 等
対象投資計画	- 投資下限額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上） - ROI水準：投資利益率が年平均15%以上 等
その他	- 設備投資計画について、取締役会など適切な機関の意思決定に基づくもの - 本設備導入計画が、適用法人の設備投資を増加させるものであること 等

措置内容

事業者の判断で設備ごとに即時償却又は税額控除の適用が可能

・ 即時償却又は税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%）

➤ 控除上限：法人税額の20%

・ 事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除）

➤ 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、産業競争力強化法に基づく認定を受けた事業者については、最大3年間の税額控除の繰越しを行うことが可能。

適用期間

事業者の大胆な設備投資を後押しするため、取得や事業供用まで長期間を要する設備投資であっても、適用対象となるよう期間を設定

令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき産業競争力強化法に基づく確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備を対象

留意事項

他の設備投資税制の適用：本措置の適用を受ける場合、投資計画期間中は、中小企業経営強化税制、地域未来投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制は適用しない。

租税特別措置の不適用措置：大企業については、対前年度の所得を上回る事業年度において、次のいずれかに該当する場合、本制度（繰越税額控除を除く）を適用しない。

- (1) 継続雇用者の給与等支給額の対前年度増加率1%未満（従業員数2,000人超の場合等は2%未満）
- (2) 国内設備投資額が当期償却費総額の30%以下（従業員数2,000人超の場合等は40%以下）

適用対象となる投資計画の意思決定時期：

令和7年12月26日以降に意思決定された投資計画を対象（※令和7年12月25日以前に一度意思決定があっても、一定の要件を満たした場合には本税制の適用可）

申請書を受け付けてから確認書発行まで30日程度（休日等及び補正に係る日数は除く）期間を要するため、余裕をもってご申請ください。

問い合わせ先

○大胆な投資促進税制サポートセンター TEL: 0570-093-930（平日9:00-17:30）

申請先

経済産業局	連絡先	管轄地域
北海道経済産業局	011-709-1782	北海道
東北経済産業局	022-221-4876	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東経済産業局	048-600-0268	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部経済産業局	052-951-8457	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県
近畿経済産業局	06-6966-6065	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国経済産業局	082-224-5684	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国経済産業局	087-811-8513	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州経済産業局	092-482-5437	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局	098-866-1730	沖縄県